

[平成17年 第4回定例会]-[12月20日-08号]-P. 440

◆14番(吉沢章子)

◆14番(吉沢章子) 私は、通告どおり4点について、一問一答で伺わせていただきます。

まず初めに、構造計算書偽装問題について、まちづくり局長及び鈴木副市長に伺います。まず、まちづくり局長に伺います。今回の事件にかかわる本市の現時点での取り組み状況について伺います。先週より個別に住民の方と相談をされているとのことですが、そのお声の主なものについてお聞かせください。また、今後公的支援をしていく支援項目について、及び仮住居の家賃や移転費用の補助について、具体的な手続と、住民の方へいつごろを目途に支払われるのかもあわせて伺います。

○議長(矢沢博孝) まちづくり局長。

◎まちづくり局長(寒河江啓壹) 構造計算書偽装問題についての御質問でございますが、まず、姉齒元建築士が関与した建築物は市内に6棟あり、これについて構造計算書を再計算したところ、偽装が判明したものが3棟ございました。そのうち2棟につきましては、指定確認検査機関により建築確認がなされており、1棟につきましては、本市が建築確認を行っております。本市といたしましては、国との連携をとりながら、これら建築物の居住者の安全確保を第一とし、迅速な対応を図るよう努めているところでございます。

次に、居住されている方々からの支援に関する御意見でございますが、仮住居に関しましては、家賃や移転費用についての補助の範囲や時期などの御要請がございます。また、建てかえ計画につきましては、国が提案しております、市が土地・建物を取得し、市施行で建てかえを行う事業手法に加えて、自主再建が可能な事業手法の選択などの御意見をいただいております。

次に、支援内容につきましては、固定資産税と都市計画税の減免や相談窓口の開設、弁護士や公的住宅の紹介、仮住居の家賃及び移転費用の補助などがございます。なお、建てかえ計画につきましては、居住者との間で再建策についての話し合いを進めているところでございます。

次に、移転費用等の補助の手続とその時期につきましては、国において予定されている1月中旬の補正予算成立及び地域住宅交付金の制度要綱の改正、さらには詳細基準の策定などを受けて、本市におきましても、地域住宅計画の変更手続や国の基準に合わせた要綱等の制定作業を行う必要がございます。本市といたしましては、何よりもまず、居住者の安全確保が喫緊の課題と考えておりますので、これらの手続を早急に行い、早期に必要な支援ができるよう、制度構築を行ってまいります。以上でございます。

○議長(矢沢博孝) 吉沢議員。

◆14番(吉沢章子) 住民の方の不安は言葉には尽くせないと思存します。市として真摯な対応をするのは当然のことであり、この議会全体が求めるものであると思存いたします。移転費用の補助について伺ったスケジュールによると、平成17年度末には皆さんに支払えそうで

すので、ぜひその目途に向けて、早期の支給をお願い申し上げます。さらに心を尽くし取り組んでいただきますよう、局長に要望いたします。

また、支援項目を達成するための財源については、伺ったところ、まだ国の動向を見ないと判断できないとのことでしたが、財源として起債の充当を考えているならば、総務省に対して、起債の特例発行を認めるよう働きかけをするべきであると考えますので、これについては市長に要望させていただきます。

さて、人命尊重という最も重要な観点からは、緊急性を持った公的資金の導入は当然であります。しかし一方、公的資金とは、市民の血税であることを忘れてはならないのであります。今、支援項目について御答弁がありました。まだ試算できないとのことですが、この項目を達成するには、当然、相当額の公費が投入されることとなります。本市が確認した物件に関して、本市が責任を持つのは当然であります。それぞれに責任の所在をはっきりさせ、回収すべきところからしっかり回収しなければならないのも行政の責任であると考えます。民間確認検査機関に対して、概要書の提出のみで、設計図書すら提示させる権限を持たない特定行政庁が、責任は免れないとするならば、建築基準法において最終的な責任を持つ国土交通省の持つべき責任は、非常に重いものであります。また、原因者である企業などは、責任をとるのは当然以前の当然であります。結果的に、特定行政庁の費用負担のみが大きくなったなどということのないように、責任の所在と費用負担の割合を明確にすべきであります。鈴木副市長の見解を伺います。

あわせて、市55%、国45%の費用負担となる地域住宅交付金制度による支援について、本市は認めましたが、横浜市は、それ以前の法的根拠が示されていないとして、現時点ではノーとの見解を示しました。本市は市長の専決処分も視野に入れ、支出を予定しているわけですが、その裏づけとなる根拠についてもあわせて伺います。

○議長（矢沢博孝） 鈴木副市長。

◎副市長（鈴木真生） 責任の所在等についての御質問でございますけれども、責任の所在につきましては、今回の事件が建築確認制度全般にかかわる問題でもあることから、慎重に判断すべき事案と考えておりますが、売り主の瑕疵担保責任というものを基本とすべきであると考えております。

次に、居住者への支援は、一義的には国の責任において実施すべきことと考えておりますが、危険な建物を早期に除却することは、市民の安全確保につながるという観点から、基礎的自治体としての責務を果たすものであり、12月16日付で国から退去の促進要請を受け、本市といたしましても、居住者の安全確保の観点から、早急な退去を促すための助成策として導入するものでございます。しかしながら、公費を投入するに当たりましては、市民の理解というものも大切でございますので、昨日も国に対して法的根拠の明確化等を要請しているところでございます。以上でございます。

○議長（矢沢博孝） 吉沢議員。

◆14番（吉沢章子） 本市の支出の根拠は、何よりも住民の方の安全確保であるとのこと

であります。それは十分な根拠となり得るものであると考えますが、同時に市民の納得のいく公費の支出となるべく、責任の所在と費用負担を徹底して明確にするよう、他都市とも連携を強め、さらに国に迫っていただきますよう、強く要望いたします。

次に、再発防止策に関して副市長の見解を伺います。前代未聞の愚行と評される今回の事件は、現行制度の根幹を揺るがすものであり、再発防止が喫緊の課題であることは言うまでもありません。きのうの国への要望書には、徹底的な検証と見直しを行い、信頼される建築行政の確立を図ることとありますが、建築確認の現場を司る本市として、再発防止策について具体案をしっかりと示し、国任せにしない毅然とした態度を示すべきであると考えます。今回の事件が示したとおり、国は万能ではありません。法も万能ではありません。だからこそ検証を重ね、法改正がなされていく必要があるわけです。現場の意見をしっかりと聞き、フィードバックして法律に反映させていくというあり方こそ、今求められる地方と国のあり方であると考えますが、その見解と、あわせて、どのような場で、どのような具体案を示していくのか、本市プロジェクトチームのトップである鈴木副市長に伺います。

○議長（矢沢博孝） 鈴木副市長。

◎副市長（鈴木真生） 再発防止策についての御質問でございますけれども、今回の問題は、一級建築士による構造計算書の偽装という、許しがたい行為によって引き起こされたものでございますが、その背景には構造計算審査システムなど、建築確認の制度設計そのものに内在する問題があったと考えております。

今回の事案を契機といたしまして、建築確認制度に対する市民の信頼が大きく揺らいでおり、本市といたしましても、建築行政全般への信頼回復は緊急の課題であると考えているところでございます。したがって、建築確認検査制度全般にわたり、徹底的な検証と見直し、信頼性の高い構造計算プログラムの開発、さらには建築士制度の見直しを含め、実効性のある再発防止策を早急に実施し、信頼される建築行政の確立を図ることを、国に対し強く要望していきたくて考えております。以上でございます。

○議長（矢沢博孝） 吉沢議員。

◆14番（吉沢章子） 決意表明と受けとめました。しっかりお願いいたします。

私自身、一級建築士として、今回の事件を非常に重く受けとめていると同時に、絶対的多数の良心的な建築士の日ごろの活動を思うと、悔しい気持ちでいっぱいになります。強靱でむだのない建築構造を芸術の域まで高め上げている構造家や、個人住宅を1年以上かけて設計する建築家などを多く知っているからこそ、命を守り、はぐくむべき建築の根本である安全について、背任した行為は本当に許しがたいものであります。建築士の職能について、少なくとも意匠、構造、設備と明確に分ける必要があり、それぞれの職種の確立がなされることも非常に重要であると考えますので、本市として意見を言う場において、ぜひ言及していただきますよう御要望申し上げます、次の質問に移ります。

次に、CSRの取り組みについて伺います。今申し上げた構造計算書偽装問題はCSR

——企業の社会的責任という観点とは真逆の立場にあるもので、こういう企業などが自然に淘汰されるシステムを構築できる根本理念であり、これからのスタンダードでもあるCSRをさらに加速していかなければならないと強く感じながら、まず総合企画局長に伺います。私は10月の決算審査特別委員会において、CSRの取り組みについて12月に伺うと局長にお約束をいたしました。平成17年度の調査費200万円の使途と、今年度基幹局としてCSRの施策の推進についてどうかかわっていらしたのか、伺います。

○議長（矢沢博孝） 総合企画局長。

◎総合企画局長（曾禰純一郎） CSR推進に関する取り組み状況についての御質問でございますが、本市の取り組みといたしましては、CSRの推進に向けまして、平成16年度から庁内で検討会議を設置し、行政として取り組むべき施策について調査研究を行ってまいりました。

こうした検討を踏まえまして、今年度におきましては、全庁的な取り組みといたしまして、市民活動を支援するための、川崎市コミュニティビジネス支援融資制度の創設や入札参加資格への社会貢献等の主観評価項目の導入を行ったほか、さまざまな主体が環境に配慮した自主的な諸活動によって、持続可能な地域社会づくりに貢献するための基本的な理念である、かわさきコンパクトの策定作業に着手したところでございます。そして、さらに環境に配慮した資金調達手法の導入についても検討を行っているところでございまして、今後も、CSRを推進するための先導的な施策の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、CSR推進を通じて持続可能な地域社会をつくり上げていくためには、企業だけではなく市民や行政など、地域社会を構成するさまざまな主体の自覚に基づく責任ある行動と、こうした行動を通じた相互の信頼が重要になると考えておりますので、今年度の調査事業といたしまして、地域社会の構成員として、行政みずからが取り組むべき社会的責任に基づく行動についての検討をさらに深めるとともに、地域社会全体のCSR行動に対する合意形成のあり方や、行政の諸活動を通じた企業や市民へのCSRの普及促進・誘導策などについても調査研究を行いました。来年度に向けて、本市のCSR推進施策の基本的な考え方を取りまとめたいと考えております。以上でございます。

○議長（矢沢博孝） 吉沢議員。

◆14番（吉沢章子） 行政みずからが取り組むべき社会的責任に基づく行動の検討について、さらに深めるとのことです。基幹局である総合企画局がしっかりとイニシアチブをとっていただかないと、全体の施策に反映していきませんので、ペースを速めて進めていただきたいと思っております。強く要望申し上げます。今後もしっかりと見守ってまいりたいと思っております。

続いて財政局長に伺います。前回の決算審査特別委員会では、CSRの考え方による取り組みとして、入札参加資格への社会貢献等の主観評価項目の導入について伺いました。持続可能な社会の構築に向けて、行政がみずから取り組むべき社会的責任に基づき、さら

に一步進んだ財政面での取り組みとして、環境配慮型ミニ公募債を検討されているようですが、その目的と概要及び特徴、さらに実施の目途について伺います。

○議長（矢沢博孝） 財政局長。

◎財政局長（中田弘義） 環境配慮型ミニ公募債についての御質問でございますが、環境配慮型ミニ公募債につきましては、現在、川崎市債に関する調査研究会において、市債の今後の起債運営と管理のあり方について検討しておりますが、その中で、資金調達 측면から環境施策に貢献するとともに、持続可能な地域社会の構築に向けた協働参画型事業を推進する新たな取り組みとして、今後検討すべき事項の一つに挙げられております。

このミニ公募債の概要につきましては、起債対象を環境に関連した事業に限定するとともに、発行条件を国債と同等に設定することで、通常の市場公募地方債に比べ、応募者利回りを少し低めにし、軽減された金利コスト相当分を緑化基金に積み立てた上で、市民参画型の緑化推進事業など環境施策の実現に向けた財源に活用していくというものでございます。購入者にとっては、類似の市場公募地方債と比較して、応募者利回りが低くなることとなりますが、国債並みの利回りを確保するとともに、このミニ公募債の購入を通じて、資金面で直接的に環境配慮・循環型の地域社会づくりに参画していただく新たな取り組みを企画するものでございます。

また、通常のミニ公募債では、購入対象者は、おおむね市内に在住または在勤の個人の方に限定していますが、このミニ公募債では、市内で事業を営む企業も対象に含めることとしております。市民に加えて、地域での社会的責任投資の発展に向けて、市内で事業活動を行う事業者の地球環境配慮や地域社会への貢献につながる活動を促進し、よい活動が次のよい活動へと連鎖していく好循環によって、持続可能な地域社会の構築に向けた協働参画型事業につながり、企業の社会的責任というCSR推進の一助となるものと考えております。

いずれにいたしましても、全国的にも初めての取り組みとなることから、課題を整理し、平成18年度からの発行を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（矢沢博孝） 吉沢議員。

◆14番（吉沢章子） 市民や企業が、公募債を購入することで社会貢献できる、全国初の画期的な取り組みであります。しかも、国債並みの利回りを確保することによって、財政局として工夫されたと思います。評価をさせていただきます。平成18年度からの実施を目指すとのことでもあります。購入された方への特典なども考慮され、より魅力のあるものにしていただき、社会貢献の好循環に寄与していただきますよう、要望いたします。今後のさらなる施策展開も期待しております。

次に、CSRの取り組みとして、かわさきコンパクトについて環境局長に伺います。国連が提唱するグローバルコンパクトの理念を踏まえ、本市においても持続可能な地域社会づくりに貢献するため、かわさきコンパクト作成のための検討委員会を発足したとのことでもあります。グローバルコンパクトとは何か、伺います。あわせて、きのう12月19日に第

2回検討委員会が開催されたとのことですが、構成メンバー、検討状況及び施策スケジュールについて伺います。

○議長（矢沢博孝） 環境局長。

◎環境局長（石井二郎） グローバルコンパクトについての御質問でございますが、初めに、グローバルコンパクトの意味についてでございますが、グローバルコンパクトとは、国連のアナン事務総長が提唱する自主行動原則で、参加する世界各国の企業に対して、人権・労働・環境・腐敗防止の4分野で世界的に確立された10原則を支持し、実践するよう呼びかけるプログラムで、本市が連携しております国連環境計画——UNEPの推進事業でございます。本市におきましては、新総合計画の重点戦略プランにおいて、持続型社会実現に向けた地球環境保全のための民間主導の社会責任ルール、グローバルコンパクトの市内展開として、かわさきコンパクトの作成及び推進をしています。

次に、かわさきコンパクトの検討状況についてでございますが、今年度はかわさきコンパクト作成のために、かわさきコンパクト検討委員会を設置し検討を進めているところでございます。委員をお願いしている方は、座長の麗澤大学、高巖教授を初めといたしまして、CSR、グローバルコンパクトに関して日本を代表する学識経験者、専門家の皆さんです。昨日の委員会では、かわさきコンパクトの概念整理と展開方法について検討がなされました。今後の検討スケジュールといたしましては、今年度中にかわさきコンパクト案を作成いたしまして、来年度中にかわさきコンパクトを提唱し、推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（矢沢博孝） 吉沢議員。

◆14番(吉沢章子) 検討委員会にはCSRの第一人者である高先生を初め末吉先生など、日本を代表する方が名を連ねていらっしゃいます。今後を期待するところでありますが、次に市長に伺います。市長は「市政運営の基本的考え方」の中で、「かわさきコンパクト」の作成・提唱に向けた取り組みを進めるとしています。CSRの展開としても大変重要であると考えますが、その理念について伺います。

○議長（矢沢博孝） 市長。

◎市長（阿部孝夫） かわさきコンパクトの理念についてのお尋ねでございますが、かわさきコンパクトは、さまざまな主体が、環境に配慮した自主的な諸活動によって、持続可能な地域社会づくりに貢献するということを目指しているものでございます。これは、私が進めております環境配慮・循環型の地域社会づくりに向けた取り組みの一環であり、かわさきコンパクトは、国連の推進するグローバルコンパクトと密接なかかわりを持っております。グローバル化した世界経済が引き起こしかねないさまざまな問題を解決するために、グローバルコンパクトは企業が一致団結して、地球市民としての立場からその責務を推進することを求めています。

今日、世界各地から2,300以上の企業・団体・都市がグローバルコンパクトに参加しており、持続可能な成長を実現していくための世界的な枠組みづくりに寄与しております。こうしたグローバルコンパクトの理念のもとに、かわさきコンパクトの取り組みを通じまして、今後も国連環境計画——UNEPとの連携を強化し、産業と環境の調和した都市モデルの形成に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（矢沢博孝） 吉沢議員。

◆14番（吉沢章子） グローバルコンパクトはまさにCSRそのものであり、もはやCSRの「C」はコーポレーションの「C」にとどまらず、市民——シチズンの「C」であり、私的にはシティの「C」、ひいてはカントリー——国の「C」であるとも思っています。人や企業や、ひいては国そのものが地球市民として生きるための大事な理念であると考えます。本市がかわさきコンパクトを作成し、市としての基本理念を持つことは非常に重要であります。そのためにも、国連グローバルコンパクトへの参加・署名を一日も早くなされますよう、要望いたします。と同時に、この理念に基づいた具体的な施策を展開することこそ、本市のCSRであると考えます。施策への反映を市長に強く御要望申し上げます。

次の質問に移ります。次に、東生田小学校の建てかえについて教育長に伺います。今年度調査費が計上され、私を含め、児童・保護者・地域の念願がようやくかなうのかと期待が膨らむところであります。来年度の予算措置について、まずは財政局長に御要望を申し上げます。よろしく願いいたします。

さて、今私は、環境に配慮した循環型の持続可能な都市の構築に向けた市長の意気込みを伺いました。具体施策の一環として、環境に配慮した公共建築物のあり方という観点から、東生田小学校の建てかえに際しての環境対策について、教育長に伺います。

○議長（矢沢博孝） 教育長。

◎教育長（北條秀衛） 東生田小学校改築における環境対策についての御質問でございますが、初めに、この地域は、環境に対する意識の高い地域でございますので、住民の意見も反映できるよう、地域代表の方々や本市初めての教育環境などの監修・指導をお願いする学識経験者の方をメンバーとする基本構想検討委員会で、学校の置かれている豊かな自然環境を利用して、緑に囲まれた学校になるよう検討を進めているところでございます。

例えば、環境に配慮した施設として、湧水を利用したビオトープや親水施設を設置して、児童が自然生態系の学習や水遊びをすることができるような環境を整備することや、近隣の緑と違和感のない屋上緑化や、教室へ差し込む太陽光を和らげるグリーンウォールの設置等を検討しております。また、環境負荷の低減を目的とした省エネルギー・省コストに配慮した施設として、保守メンテナンス頻度の削減のために、現在改築を進めている東門前小学校で導入を検討している光触媒塗装を施した外壁材の使用、照明負荷を低減するための反射光を室内に取り込むライトシェルフの設置、人感センサーによる照明制御、太陽光発電や風力発電の利用、高品質で人にも環境にも優しい材料であるエコマテリアルの使用等を検討しております。

さらに、東生田小学校は小田急線に隣接しておりますので、その騒音対策として空調設備を設置いたしますが、パッシブ型環境性能をベースに、自然エネルギーを有効利用し、自然の空気の流れに配慮した換気を旨とする等、環境負荷を最大限低減できるよう検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（矢沢博孝） 吉沢議員。

◆14番（吉沢章子） 延べ床面積が5,000平方メートル以上なら、建築物環境配慮制度、川崎版C A S B E Eにおいて、マル適マークをもらえそうな御答弁であり、大変夢が膨らみます。基本構想検討委員会においては、初めて監修・指導の学識経験者の方がメンバーに入るとのことで、ソフトづくりとハード設計とのフィードバックを行える、より質の高い議論が期待できると考えます。今後は、委員会においての検討にゆだねられていくと存じますが、何点か要望させていただきます。まず、昨今の悲惨な事件が、児童を取り巻く安全の確保の難しさを浮き彫りにしています。安全に十分配慮しながら、しかし閉鎖的でない、開かれた学校を目指していただきますよう要望いたします。

また、東生田小学校は、近くの日向山で行われる、市長も御存じのひなた山ぼっこ祭りに参加したり、学校施設開放も活発で利用頻度も高く、地域に愛され、地域とともに歩んできた学校であります。開校以来の集団登校も続いており、学年間の交流も盛んです。コミュニティスクールを視野に入れた検討と、学校施設の有効活用の観点から、グラウンド、体育館のみならず、特別活動室や図書室の利用も想定した校舎配置、及び教室においてはオープンスペースにすることにより、教師の指導力が明快に問われるとも言われております。それらを考慮して、教室配置についても検討していただきますよう、要望いたします。大いに期待しながら今後も見守ってまいります。

次の質問に移ります。次に、行政体制の再整備について健康福祉局長、総務局長、市長に伺います。まず、健康福祉局長に伺います。本市は本年度、健康福祉局にこども施策推進部を置き、子ども総合支援の本部組織として活動してこられました。各区における情報の集約等はここに一元化されていると考えますが、現在までの各区の取り組み状況と問題点及び現状組織の問題点について、見解を伺います。

○議長（矢沢博孝） 健康福祉局長。

◎健康福祉局長（井野久明） 行政体制の再整備についての御質問でございますが、各区のこども総合支援担当につきましては、部長級1名と課長級2名の体制で、本年4月に整備されたところでございます。

これまでの各区の取り組み状況についてでございますが、区によって多少の違いはございますが、子育てに関する各関係機関や団体との打ち合わせ等を数回にわたって開催し、区内における実情の把握を行うとともに、区内の子育て施設等を訪問し、施設及び利用者からヒアリングやアンケートの実施なども行っております。また、区内の子育てに関する行事にも数多く参加しており、こうした活動等を踏まえ、各区とも区内の子育てネットワークの構築に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、課題についてでございますが、各区共通なものとしたしましては、1つには、子ども相談窓口開設の検討について、2つには、区における子ども支援事業予算のあり方について、3つには、区と学校や教育機関との連携について、4つには、区と子どもの放課後の居場所であるこども文化センターやわくわくプラザとの連携について、などございますが、ほかにも要保護児童への支援のあり方や子どもに関する情報提供などの課題が挙げられております。

こうした状況から考えますと、区におけるこども総合支援担当組織につきましては、現在の縦割りの事業や予算を区において横につなげていく体制づくりや、本庁組織と区役所組織の連携・調整のあり方などが今後の検討課題であると考えております。以上でございます。

○議長（矢沢博孝） 吉沢議員。

◆14番（吉沢章子） 次に、総務局長に伺います。私は以前より一貫して、すべての子育てを支援する次世代育成支援対策行動計画の受け皿として、大規模な施策と予算を執行するのにふさわしい一元化した本庁組織の必要性を、再三申し上げてまいりました。今、健康福祉局長が述べられたような各区での問題点や情報に迅速に対応し、意思決定をし、確実に現場にフィードバックできる機動力のある組織が不可欠であります。来年度、いよいよ子ども総合支援の本庁組織及び各区での組織の充実が図られるようですが、今、健康福祉局長も検討課題として挙げられましたが、その組織体制について、以前私が申し上げたようなプロジェクトチームと理解してよいのか、伺います。

また、組織という形も非常に重要ですが、それを動かすのは人であります。私は常々、体験ほどどうとい実績はないと考えております。子どもの現場で、また、子育てをしている親が何を求めているのかを最も理解できるのは、お母さんではないかと考えます。組織の人選に当たり、子育て経験のある女性を登用することは大変有意義であると考えますが、あわせて見解を伺います。

○議長（矢沢博孝） 総務局長。

◎総務局長（砂田慎治） 子ども総合支援体制についての御質問でございますが、全市的な立場で子どもの生活を総合的に支援する組織につきましては、子どもに関する新たな事業を企画するとともに、区役所のこども総合支援担当との連携や局間にまたがる施策の調整を行うことなど、健康福祉局の検討状況や各区の状況、さらにこれまで御指摘いただいた点なども含めまして、充実強化を検討しているところでございます。

また、子育てを総合的に支援する職員の配置につきましては、これまでの職員の実績や経験を踏まえまして、子どもの問題に理解のある人材の適材適所への配置に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（矢沢博孝） 吉沢議員。

◆14番（吉沢章子） ぜひお母さんの登用をお願いいたします。組織体制の充実についても鋭意御検討いただきますよう、要望いたします。

最後に市長に伺います。先日12月9日、地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申が、地方制度調査会から内閣総理大臣あて提出されました。この答申は、行政体制の再整備という観点からも非常に興味深いものと考えます。

答申の第1、「地方の自主性・自律性の拡大のあり方」の中に、長を支えるトップマネジメント体制の見直しの項目があり、そこでは昨今のIT化を踏まえ、特別職としての収入役制度廃止などがうたわれていますが、行政組織のスリム化や効率化及び経費削減の観点から考えても、制度改革は当然の流れと考えます。その点も含め、答申の第1、「地方の自主性・自律性の拡大のあり方」に対する市長の見解を伺います。

また、その中に「法令・制度における地方の自由度の拡大と権能の充実」について記述がありますが、これは、今まさに議論の焦点である確認申請制度や建築基準法等も含めた法制度のあり方に言及するものであります。地方の意見を国の法整備以前に取り入れるなど柔軟な見解が述べられ、責任とともに権限の充実もうたわれています。あくまで答申の段階ではありますが、地方にとって歓迎すべきものと考えます。あわせて見解を伺います。

○議長（矢沢博孝） 市長。

◎市長（阿部孝夫） 地方制度調査会の答申についてのお尋ねでございますが、現在、地方分権改革の進展や、地域において多様な市民活動が活発化していること等を背景とし、自治体においては、自己決定・自己責任の原則に基づく自治の仕組みを地域の中でいかに構築していくかが問われておりまして、本市において、さまざまな取り組みを行っているところでございます。これを実現していくに当たって、行政組織を自治体独自の判断で再編することは現行法上困難なものがありまして、できる限りこのような制度を廃止し、または見直すべきであると指摘してまいりましたけれども、今回の答申で示された地方自治制度の構造改革は、地方の自主性・自律性の拡大を図ることにより、各自治体の判断を尊重しその自由度を高め、地域の実情に応じた行財政運営が展開できるようにするというものでありまして、本市が進めている、参加と協働による市民自治のまちづくりに資するものと考えております。

答申の具体的な内容としては、長を支える特別職のあり方など、トップマネジメント体制の見直し、教育委員会などの行政委員会制度のあり方や法令・制度における地方公共団体の意見反映の拡充などが、検討すべき重要な課題とされており、この方向性につきましては、私が従来から主張してきたところと一致するものでございまして、評価できるものと考えております。今後は、この答申を受けた国が、その具体化に向けてどのような制度を構築していくか、注目していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（矢沢博孝） 吉沢議員。

◆14番（吉沢章子） 先ほど、構造計算書偽装問題で鈴木副市長が決意表明をされました

が、これからは地方がそれぞれ個性を持ち、毅然とした態度で、国と対等に渡り合う時代になっていくと考えます。その骨子がこの答申に含まれているわけです。御答弁では、見守っていきたいとのことですが、国の動向を見ているのではなく、答申の趣旨を具体化するよう、地方が一体となってあらゆる機会を得て国に働きかけていただきますよう、強く御要望申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。